

上場株式等にかかわる収入がある方へ（ご案内）

● 上場株式等にかかわる収入は課税方式を選択できます

配当所得は総合課税、譲渡所得は分離課税による申告が基本とされていますが、

- ・ 上場株式等の配当所得（大口株主である株式の配当を除く）
- ・ 源泉徴収を行う特定口座内に受入れた上場株式等の譲渡所得

以上2つは、その収入を得た際に、所得税 15.315% と住民税（市民税・道民税）5%が徴収（源泉分離課税）されているため、納税者がその課税方式を選択することができます。

また、利子所得は源泉徴収されているものは申告できませんが、上場株式等の配当に係る利子所得は、課税方式を選択することができます。

所得税と住民税で異なる課税方式を選択するためには住民税の納税通知書が届く日までに届出が必要です。手続方法や提出期限は裏面の「所得税と住民税で異なる課税方式を選択される場合の手続き」をご覧ください。

（表1）

	課税方式			
	所得税		住民税	
上場株式等の配当所得 （大口株主である上場株式からの配当を除く）	選 択	申告不要	選 択	申告不要
		総合課税		総合課税
		分離課税		分離課税
上場株式等の配当に係る利子所得	選 択	申告不要	選 択	申告不要
		分離課税		分離課税
源泉徴収を行う特定口座内の上場株式譲渡所得	選 択	申告不要	選 択	申告不要
		分離課税		分離課税

● 課税方式によって自己負担額が大きく変わる可能性があります

課税方式によって表2のように税率や適用される控除等が異なるため、税額が大きく変わる可能性があります。

（表2）

	申告した場合の税率		配当控除	配当割額控除・ 株式等譲渡所得割額控除	上場株式等に係る譲渡損失 との損益通算及び繰越控除
	所得税	住民税			
申告不要	—	—	×	×	×
総合課税	累進課税	10%	○	○	×
分離課税	15.315%	5%	×	○	○

住民税において、配当等所得・譲渡所得等の申告不要制度以外の課税方式を選択して申告する場合、以下のような影響が出る可能性があります。

- 非課税の判定から外れる
- 税法上どなたかの扶養となっている場合は、扶養から外れ、扶養している方の税額が上がる
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に本人または世帯の方が加入している場合は、保険料（税）が高くなることや、医療費の負担割合が増える
- 市の給付や助成等の所得制限限度額を超える可能性があり、手当や助成が受けられなくなる。
（給付の例：児童手当や児童扶養手当 等）
（助成の例：子ども医療費やひとり親家庭等の医療費 等）

したがって、上場株式等にかかわる収入（または損失）がある場合は、ご自身の状況を考慮して課税方式を選択してください。

たとえば…

Aさん70歳。年金収入250万円。
上場株式の配当額30万円、源泉徴収税額（所得税）45,945円、配当割額（住民税）15,000円。
前年以前からの繰越損失は無し。
前年の社会保険支払額（国民健康保険税205,000円、介護保険料80,000円）。妻を税扶養。
Aさんの妻66歳。年金収入80万円のみ。

それぞれの課税方式で行なった場合の金額を比較すると…

(表3)

(令和3年度の税率適用)

	所得税		住民税		国民健康保険税	介護保険料
	申告・還付額	徴収済額	納付額	徴収済額		
申告不要※1	0円 ①	45,945円	35,500円 ④	15,000円	184,900円 ⑦	80,340円 ⑩
総合課税	-45,945円 ②		42,100円 ⑤		237,500円 ⑧	80,340円 ⑪
分離課税	13,000円 ③		35,500円 ⑥		237,500円 ⑨	80,340円 ⑫

※1 年金収入400万円未満のため、所得税は申告不要制度を適用することができます。



実際に課税方式を選択して試算してみると・・・

	所得税	住民税	国民健康保険税	介護保険料	合計
所得税、住民税 いずれも申告不要	0円 ①	35,500円 ④	184,900円 ⑦	80,340円 ⑩	300,740円
所得税、住民税 いずれも申告	-45,945円 ②	42,100円 ⑤	237,500円 ⑧	80,340円 ⑪	313,995円
所得税は総合課税 住民税は申告不要	-45,945円 ②	35,500円 ④	184,900円 ⑦	80,340円 ⑩	254,795円

→ Aさん世帯は、所得税<総合課税>、住民税<申告不要>が最も自己負担額が低い！

● 所得税と住民税で異なる課税方式を選択される場合の手続き

所得税と異なる課税方式を選択される場合はその上場株式等にかかわる収入があった年の翌年度分の住民税の納税通知書が送付される日※2までに以下の①または②のいずれかを行っていただき、下記に記載する添付書類を石狩市役所税務課まで提出してください。

- ① 確定申告書第2表の住民税に関する事項「特定配当等の全部の申告不要」に○をして申告する※3
- ② 別紙「上場株式等の所得に関する市民税・道民税申告不要等申告書」を提出する

添付書類

- ・ 所得税の確定申告書の写し
- ・ 特定口座年間取引報告書の写し
- ・ オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書の写し
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書の写し
- ・ 上場株式配当等の支払通知書の写し

※2 1月から12月までの1年間の収入の住民税の納税通知書送付日は早い方でその収入があった翌年5月中旬から6月上旬です。住民税の支払方法（給与から天引き・年金から天引き・納付書や口座振替で支払）によって送付日が異なりますのでお早めに提出をお願いします。

※3 税務署に申告された資料を確認した結果、申告不要の選択ができないものが含まれると判断した場合には、チェックがあっても申告不要制度が適用されないことがあります。